

第23回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年3月25日 13:30~14:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員 1番 廣瀬女公美 委員 2番 清水 幸治 委員 3番 菅原 雄一 委員
4番 熊坂 隆雄 委員 5番 志賀 忠浩 委員 6番 大畑 礼子 委員
8番 中川 浩幸 委員 9番 佐藤 泰正 委員 10番 稲場 洋二 委員
11番 金子 靖 委員 13番 瀬戸 賢成 委員 14番 二谷 幸裕 委員
16番 伊藤 まり 委員 17番 野村 照明 委員 19番 成田 俊英 委員
20番 松下 裕幸 委員 21番 吉澤しのぶ 委員

(以上 17名)
4. 欠席者 7番 樋口 英樹 委員 12番 佐藤 裕司 委員 15番 浅野 徳昭 委員
18番 福西 範 委員
5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 塩田 省吾 事務局長補佐 高山 直樹 次長 中嶋 智子
会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗

(以上 6名)
- 会議録署名委員の指名 8番 中川 浩幸 委員
9番 佐藤 泰正 委員
6. 議事日程
会期決定について 令和 8年 3月 25日 (1日)
- 報告 第42号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
報告 第43号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案 第99号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案 第100号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請について
議案 第101号 買受適格証明願について
議案 第102号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果につ
いて
協議事項 令和8年度の最適化活動の目標(案)の設定について

議長

野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまより、第23回釧路市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席者は17名です。

議事録署名人に8番、中川浩幸委員、9番、佐藤泰正委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

なお、会期は本日3月25日の1日といたします。

それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局

塩田事務局長

会務概要報告を行います。

議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長

野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。

報告第42号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について事務局より報告してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第42号について報告いたします。

今回は、釧路地区で1件の申請がございました。

議案書4ページの表の1番は、2月27日、XXXXXXXXXX氏より、農地の贈与税、及び、不動産取得税の納税猶予の継続手続きをするため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の申請がありました。

農地基本台帳によりその旨を確認し、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、報告いたします。

議長

野村会長

ただいま報告がありました、報告第42号について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第43号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の5ページでございます、報告第43号について報告いたします。

今回は、音別地区で1件の申請がございました。

議案書6ページの表の1番は、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所有していた、■■■■、他24筆、面積合計■■■■㎡の農用地を、令和5年2月21日に相続し所有権を取得したとして、3月3日その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行いたしました。

以上、報告いたします。

議長

野村会長

ただいま報告がありました、議案第43号について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第99号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の7ページでございます、議案第99号についてご説明いたします。

今回は、音別地区で1件の通知がございました。

議案書8ページの表の1番は、資料が9ページから11ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他7筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、3月3日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第99号について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

事務局

塩田事務局長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第99号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第100号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」について審議いたします。
事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の12ページでございます、議案第100号についてご説明いたします。

今回は、音別地区で10件の計画がございます。

お手元に配付しております、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項調査書も併せてご確認ください。

議案書13ページの表の1番と2番は、資料が17ページと19ページでございます。

農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社（以降、農業公社）を介し、
■■■■氏が所有する、■■■■の内、他5筆、面積合計■■■■㎡
の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の3番と4番は、資料が17ページと20ページでございます。

農業公社を介し、■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の5番と6番は、資料が18ページと21ページ、22ページでございます。

農業公社を介し、■■■■氏が所有する■■■■、他5筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に年間■■■■円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の7番と8番は、資料が18ページと23ページでございます。

農業公社を介し、■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■に年間■■■■円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の9番と10番は、資料が18ページと24ページから27ページでございます。

農業公社を介し、■■■■氏が所有する■■■■、他20筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に年間■■■■円、5年間で賃貸借を行うものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長
野村会長

ただいま説明がありましたが、1番から10番の現地調査結果について、調査委員長の伊藤まり委員より報告をお願いします。

委員
伊藤委員

議案第100号について、報告いたします。

1番と2番の申請内容は、農業公社を介して、[]氏が所有する、[]の内、他5筆、合計 []㎡の農用地について、[]氏に、年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、3番と4番の申請内容は、農業公社を介して、[]氏が所有する、[]、他1筆、合計 []㎡の農用地について、[]氏に、年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、5番と6番の申請内容は、農業公社を介して、[]氏が所有する、[]、他5筆、合計 []㎡の農用地について、[]に、年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、7番と8番の申請内容は、農業公社を介して、[]氏が所有する、[]の1筆、[]㎡の農用地について、[]に、年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に、9番と10番の申請内容は、農業公社を介して、[]氏が所有する、[]、他20筆、合計 []㎡の農用地について、[]に、年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

3月13日、音別地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準をすべて満たしていることから、要請すべきものとの結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

伊藤委員、ありがとうございました。

それでは、議案第100号について審議いたしますが、5番から10番は中川委員と二谷委員が役員を務める法人の案件であり、議事参与の制限に当たります。

初めに、1番から4番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第100号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」の1番から4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第100号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」の1番から4番については、原案のとおり決定いたしました。

次に5番から10番を審議しますので、中川委員と二谷委員は退室してください。

(中川委員、二谷委員退室)

議長
野村会長

それでは、5番から10番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第100号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」の5番から10番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第100号「農用地利用集積等促進計画案の決定と要請」の5番から10番については原案のとおり決定いたしました。

中川委員と二谷委員は入室してください。

(中川委員、二谷委員入室)

議長
野村会長

次に、議案第101号「買受適格証明願」について審議いたします。
事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の28ページでございます、議案第101号についてご説明いたします。

買受適格証明に関しまして、任期では初めての案件となりますので、仕組みを説明いたします。

買受適格証明とは、債権者が裁判所に申し立て、あるいは国税局等による差し押さえにより、競売や公売にかかっている農地について、その入札に参加するために必要となる証明書です。

これは、農地を取得しようとする者が入札に参加して落札した場合、自動的にその落札者が所有権を取得するわけではなく、農地法上はあくまで許可を受けた者でなければ所有権は取得できないため、入札に参加する段階で、その者が落札後に許可申請をした場合、許可を受けることができる者であるという部分をあらかじめ証明するための仕組みです。

買受適格証明を発行するかどうかに関しましては、農地法の許可申請の手続きに準じて行うこととなっております。

内容に問題がない場合には、証明書を発行するということを決めていただくこととなります。

この買受適格証明をもって入札に参加し、落札した場合には、農地法の許可申請をすることとなりますが、事務処理の迅速化を図るため、国の通達によりまして、農業委員会の会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をして差し支えない旨の議決をしておくものとなっております、改め

て総会に諮り審議するわけではなく、先に落札後に許可申請があった場合には、許可することに差し支えない旨の議決につきましても、この場で併せて行い、後日、農地法の許可申請等を専決事項として処理した場合は、直後の総会において報告する仕組みとなっております。

このため、買受適格証明書の発行と農地法第3条の許可、この2つの議決について、本案件で同時に行うこととなりますので、ご審議をお願いいたします。

議案書29ページの表の1番は、 氏より、公売に参加するための証明願があったものです。

この願い出につきましては、農地法3条申請要件を満たしていることを確認しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第101号について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第101号「買受適格証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第102号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案30ページでございます、議案第102号についてご説明いたします。

資料は31ページをご覧ください。

農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないとされております。

今年度の利用状況調査は、10月1日から10月17日にかけて、のべ9日間で実施いたしました。

調査農地面積は、釧路地区が約 ha、阿寒地区が ha、音別地区が約 haで、合計約 ha、遊休農地はございませんでした。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありましたが、改めて委員の皆さんには本調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは議案第102号について審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第102号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第102号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」については、原案のとおり決定いたしました。

皆様におかれましては、今後も日常の活動の中での点検をよろしくお願いいたします。

それでは、次に協議事項「令和8年度の最適化活動の目標(案)の設定」について協議を行います。

事務局より説明願います。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の32ページでございます、協議事項についてご説明いたします。

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」において、農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検、評価を行った上で公表することとされております。

なお、今回設定いたします最適化活動の目標につきましては、毎年度、3月末までに翌年度の目標を策定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとされております。

つきましては、事務局として検討いたしました原案を議案書の33ページから35ページに記載しましたので、ご協議をお願いいたします。

議長
野村会長

ただいまの提案について協議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、ご異議がないものと認め、原案のとおりといたします。
これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございま

せんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、申請であることを認めます。

令和 8年 3月25日

議長 野村 照明

署名委員 中川 浩幸

署名委員 伊藤 泰正